

政策的随意契約による物品の調達(役務の提供)について (契約前公表)

物品調達について、次のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、石川県財務規則第130条の2第2号の規定により公表する。

令和4年12月20日

石川県知事 馳 浩

1 随意契約する内容

- (1) 調達物品(役務)名 省エネ・節電アクションプラン
取組項目入力業務委託(その1)
- (2) 調達物品(役務)の規格・数量等 ①入力枚数 : 20,844枚
②入力項目数 : 1枚につき31項目
- (3) 履行期限 令和5年2月28日(金)
- (4) 発注所属及び納入場所
住 所 : 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁7階
所 属 : 生活環境部温暖化・里山対策室
連絡先 : TEL 076-225-1462 FAX 076-225-1479

2 契約相手方の選定基準

- (1) 石川県内に所在すること。
- (2) 次のいずれかの施設であること。
①障害者総合支援法に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業所に限る。)を行う施設に指定されている施設であること。
②高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターであること。

3 契約相手方の決定方法

- (1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。
- (2) 見積書の提出が1施設のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認のうえ契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
令和4年12月26日(月)15時
- (2) 提出先
住 所 : 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁7階
所 属 : 生活環境部温暖化・里山対策室
連絡先 : TEL 076-225-1462 FAX 076-225-1479